

②地域生活支援事業

総社市役所福祉課障がい福祉係
(窓口⑩番) TEL92-8269

地域生活支援事業は、障がいのある方が、身近な地域で自立した生活を送ることができるように、地域の実情、利用者の状況に応じた柔軟な事業を行います。

【1】地域活動支援センター

通所して、日中活動（創作的活動や生産活動）を行う施設で、Ⅰ型からⅢ型までの3つの類型があります。センターは、市からの委託により実施しています。

(詳細につきましては、各センターにお問い合わせください。)

- 対象者 市内に住所を有する障がい者（児）

地域活動支援センターⅠ型

専門職員を配置し、日中活動の場の提供や相談支援事業を行っています。また医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業をしています。

- 利用者負担額 原則無料（食費等の実費負担があります。）

社会福祉法人 総社市社会福祉協議会

地域活動支援センター ゆうゆう

〒719-1172 総社市清音軽部1135 (TEL 92-2566)

- 受付（活動）時間 9時 ～ 17時
(祝日、年末年始、土曜日、第1・3・5日曜日を除く)
- 行っている主な内容
 - ① 18歳以上の身体、知的、精神障がいのある方を対象に日中活動の場の提供
(無料。ただし昼食代、活動費などは実費)
 - ② 地域交流、地域づくり活動の推進
 - ③ 広報活動やボランティアなどの人材養成
 - ④ 障がいに対する理解促進を図るための普及啓発活動

地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅の障がい者（児）に対して、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを提供しています。

事前に総社市役所福祉課障がい福祉係での申請が必要となります。

● 利用者負担額 費用の1割負担（原則）

- * ただし、申請により生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯は利用料が免除になります。
- * 食費等の実費負担があります。

利用料（令和5年6月30日まで）

区分	B	C
サービスを受けた時間		
2時間までのとき	140円	80円
2時間を超え4時間までのとき	287円	160円
4時間を超え6時間までのとき	479円	240円
6時間を超え8時間までのとき	623円	320円
8時間を超えるとき	700円	400円
入浴の提供を受けたとき	40円加算	
送迎の提供を受けたとき（片道につき）	54円加算	

利用料（令和5年7月1日から）

区分	B	C
サービスを受けた時間		
2時間までのとき	245円	140円
2時間を超え4時間までのとき	287円	200円
4時間を超え6時間までのとき	479円	300円
6時間を超え8時間までのとき	623円	400円
8時間を超えるとき	700円	500円
入浴の提供を受けたとき	40円加算	
送迎の提供を受けたとき（片道につき）	54円加算	

（区分について）

B: 身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障がい者（児）又は厚生労働省告示に基づく児童発達支援若しくは放課後等デイサービスに規定する個別サポート加算（I）に該当する障がい児

C: Bに該当しない障がい者（児）

社会福祉法人 ももぞの学園

吉備自立支援センター アラジンⅡ

〒719-1122 総社市下林1287-1

(TEL 90-0907)

地域活動支援センターⅢ型

地域の障がい者（児）のために地域の障がい者団体等が通所により援護事業をしています。

- 利用者負担額 原則無料（食費等の実費負担があります。）

NPO法人れんげ福祉会		
〒719-1156	総社市門田713-1	(TEL 92-3493)
NPO法人あゆみの会		
〒719-1131	総社市中央六丁目6-102	(TEL 31-7660)

【2】日中一時支援事業

在宅の障がい者(児)に対し、日中における活動の場を確保し、障がい者(児)の家族の就労支援及び障がい者(児)を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るためのものです。

具体的な内容は、施設等において日中、障がい者(児)に活動の場を提供し、手芸、工作その他の創作的活動、機能訓練、社会生活への適応のために必要な訓練及び見守り等を行うものです。

- 対象者 市内に住所を有する障がい者(児)
- 利用者負担額 費用の1割相当額（原則）
- * ただし、申請により生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯は利用料が免除になります。

6
障害者総合支援法
に基づくサービス

利用料（令和5年6月30日まで）

サービスを受けた時間	区分		
	A	B	C
2時間までのとき	360円	140円	80円
2時間を超え4時間までのとき	720円	287円	160円
4時間を超え6時間までのとき	1,080円	479円	240円
6時間を超え8時間までのとき	1,440円	623円	320円
8時間を超えるとき	1,620円	700円	400円
入浴の提供を受けたとき	40円加算		
送迎の提供を受けたとき（片道につき）	54円加算		

利用料（令和5年7月1日から）

区分	A	B	C
サービスを受けた時間			
2時間までのとき	360円	245円	140円
2時間を超え4時間までのとき	720円	287円	200円
4時間を超え6時間までのとき	1,080円	479円	300円
6時間を超え8時間までのとき	1,440円	623円	400円
8時間を超えるとき	1,620円	700円	500円
入浴の提供を受けたとき	40円加算		
送迎の提供を受けたとき（片道につき）	54円加算		

（区分について）

A：人工呼吸器による呼吸管理，喀痰（かくたん）吸引その他医療行為を受けることが必要不可欠である障がい者（児）

B：身体障害者手帳，療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障がい者（児）又は厚生労働省告示に基づく児童発達支援若しくは放課後等デイサービスに規定する個別サポート加算（I）に該当する障がい児であって，Aに該当しないもの

C：A及びBに該当しない障がい者（児）

●申請に必要なもの

<窓口にあるもの>

障がい者(児)日中一時支援事業利用申請書

<持参していただくもの>

印鑑，身体障害者手帳，療育手帳または精神障害者保健福祉手帳または診断書等，就労証明書（同居の支援者が就労しており，10日/月を超える支給を希望する場合）

日中一時支援事業所一覧

（令和5年4月現在）

事業所の名称	住所	電話番号
社会福祉法人超寿会 デイサービスほほえみ	総社市小寺 986-1	90-2100
社会福祉法人吉備路の会 吉備路学園	総社市小寺 1553-1	92-6580
社会福祉法人雪舟福祉会 デイサービスセンター セレーノ総社	総社市久代 5127	96-0722
社会福祉法人金曜会 わくわくハンド・ベル	総社市真壁 399	94-9091
社会福祉法人超寿会 サポートセンター かがやき	総社市小寺 958	94-3500
株式会社ふれあい にこにこハウスであい	総社市上林 107	93-2288

事業所の名称	住所	電話番号
一般社団法人あゆみ会 さかそうつぼみ	総社市久代 4433-2	090-1338-1837
NPO法人Selfish 楽修空間せるふいっしゅ	倉敷市茶屋町 1628-14	086-429-0500
A.P.I.カンパニー株式会社 インフィニティ	総社市中央五丁目 9-102	31-5701
NPO法人 心ひとつに ここ mama	総社市総社二丁目 24-27	080-3057-0117
社会福祉法人 鶯園そうじゃ晴々	総社市南溝手 421-1	94-4333
NPO法人のぞみ キッズステーション のぞみ	倉敷市真備町川辺 1913-6 ルピナス 201	086-454-5359
社会福祉法人めやす箱 めやすばこ・ぶるーむ	倉敷市青江 850-1	086-441-4765
社会福祉法人リンク 生活介護事業所えん	倉敷市真備町辻田 594-1	086-697-5351
社会福祉法人三穂の園 住倉すくすくランド真備	倉敷市真備町箭田 2439	086-698-7332
一般社団法人Homie chill	倉敷市福島 316-6	086-454-9939
社会福祉法人岡山市手をつなぐ育成会 地域サポートセンター仲よし	岡山市北区広瀬町 10-9	086-223-1181
NPO法人ハッピークラブ デイサービスセンターハッピークラブ	岡山市北区撫川 440-1	086-903-3001
NPO法人子育てサポートもみの木 デイサービスもみの木	岡山市北区足守 2389	086-230-7120
社会福祉法人ももぞの学園 障害児入所施設 ももぞの学園	岡山市北区粟井 2789	086-299-0622
社会福祉法人同仁会 エスポアール・スター	岡山市北区福谷 53	086-284-8090
社会福祉法人旭川荘 旭川学園	岡山市北区祇園 866	086-275-4647
社会福祉法人旭川荘 たかはし松風寮	高梁市落合町阿部 2528-1	0866-22-7102
NPO法人 color そらのいろ	高梁市伊賀町 8	0866-22-3611
NPO法人ほっとスペースひだまり キッズくらぶ	総社市中央四丁目 22-106 メゾン石田 205 号室	070-1250-1070
社会福祉法人同仁会 地域活動支援センターこだま	玉野市木目 1280-1	0863-73-5018
特定非営利活動法人 発達支援ネットワークつむぎ つむぎ大和	加賀郡吉備中央町 西 362-1	0866-55-5700

事業所の名称	住所	電話番号
社会福祉法人クムレ 児童発達支援センター 倉敷学園	倉敷市栗坂8	086-464-0012
NPO法人NKM 発達支援事業ハロウ	総社市井手 366-4 エトアール1F	92-0086
NPO法人 color そらのいろくるーる	高梁市高倉町 大瀬八長 1656-1	0866-56-3946
NPO法人 kumo kodama	倉敷市大島 286-2	086-697-5562
特定非営利活動法人 発達支援ネットワークつむぎ つむぎ高梁	高梁市横町 1072-1	0866-56-0011

【3】移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がい者(児)について、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際に、ホームヘルパー等の派遣により移動支援を行うことによって、地域での自立生活及び社会参加を促進します。交通手段は徒歩または公共交通機関（バス・電車・タクシー）等を利用します。

児童については、利用に制限がありますので、事前に福祉課までお問合せください。

●対象者 市内に住所を有する全身性障がい者(児)、知的障がい者(児)及び精神障がい者(児)

●利用者負担額 費用の1割相当額(原則)

*ただし、申請により生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯は利用料が免除になります。

サービスを受けた時間	利用者負担額 (身体介護を伴う場合)	利用者負担額 (身体介護を伴わない場合)
30分までのとき	230円	80円
30分を超え1時間までのとき	400円	150円
1時間を超え1時間30分までのとき	580円	225円
以後30分ごと	82円加算	75円加算

●申請に必要なもの

<窓口にあるもの> 障がい者(児) 移動支援事業利用申請書

<持参していただくもの> 印鑑、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

移動支援事業所一覧

(令和5年4月現在)

事業所の名称	住所	電話番号
社会福祉法人総社市社会福祉協議会 指定居宅介護事業所	総社市中央一丁目 1-3	92-8560
社会福祉法人超寿会 ヘルパーステーションいずみ	総社市中央二丁目 2-17	90-2121
社会福祉法人ももぞの学園 ヘルパーステーション「ビタミンⅡ」	総社市下林 1287-1	90-0907
サンキ・ウエルビー株式会社 サンキ・ウエルビー介護センター総社	総社市駅前二丁目 7-108 号 幸運ビル 1 階	90-2501
株式会社シフト 和・介護ステーション	倉敷市宮前 380-28	086-441-1196
社会福祉法人クムレ なないろ	倉敷市栗坂 12-2	086-486-1705
社会福祉法人 P. P. P P. P. P. エスコート!	倉敷市水島相生町 16-6	086-441-0034
社会福祉法人 リンク ヒトノワ	都窪郡早島町早島 3365-2	086-441-7804
有限会社きずな ヘルパーステーションきずな	倉敷市浜ノ茶屋二丁目 4-3	086-430-3001
社会福祉法人金曜会 わくわくサポートセンター	岡山市北区花尻ききょう町 14-108	086-255-8483
特定非営利活動法人 共助グループ喫茶去 共助グループ喫茶去居宅介護事業所	岡山市北区岩田町 5-8	086-201-1019
社会福祉法人 岡山市手をつなぐ育成会 地域サポートセンター仲よし	岡山市北区広瀬町 10-9	086-223-1181
株式会社エクティエ うさぎ介護サービス	岡山市北区中仙道 60-117	086-805-6630
有限会社ライブ 「あさひ」 ヘルパーステーション	岡山市南区福成一丁目 166-4	086-261-2370
株式会社シフト 和・介護ステーション児島	倉敷市児島上の町 2-8-55	086-441-3518
合同会社コパン ケアステーションコパン	岡山市北区櫛津 675-3	086-728-5802
N 企画合同会社 陽よりヘルパーステーション	総社市美袋 1340-1	99-1641
合同会社エムリンクス ヘルパーステーション SIN	岡山市北区今保 572-1 A 号室	086-259-4288
株式会社 モアマス	倉敷市西阿知町 387-5	086-486-2022

6

障害者総合支援法
に基づくサービス

【4】訪問入浴サービス事業

在宅で身体の障がいの理由により臥床している重度身体障がいの方に、入浴の機会を提供することにより、当該利用者の身体の清潔と健康の維持を図るためのものです。

具体的な内容は、移動入浴車で利用者の居宅を訪問し、居室内に浴槽等を搬入して、入浴を実施するものです。

(健康チェックや洗体、洗髪及び洗顔、その他入浴及び清拭に関する助言、指導等)

●対象者

身体障害者手帳1級または2級の重度身体障がい者で、(1)から(4)に該当する方

- (1) 臥床又はこれに準ずる状態にあって、居宅の入浴設備での入浴が困難な方
- (2) 医師が入浴可能と認めた方
- (3) 家族等の立会いが可能な方
- (4) 介護保険制度が利用できない方

●利用者負担額 1回につき 1,260円 (費用の原則1割相当額)

*ただし、申請により生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯は利用料が免除になります。

●申請に必要なもの

- | | |
|--------------|--|
| <窓口にあるもの> | 訪問入浴サービス事業利用申請書
訪問入浴サービスに関する医師の意見書
誓約書 |
| <持参していただくもの> | 身体障害者手帳 |

訪問入浴サービス契約事業所

(令和5年4月現在)

事業所の名称	住所	電話番号
有限会社医療福祉研究所へいせい	倉敷市老松町四丁目4-7	086-427-8451
アースサポート倉敷	倉敷市青江855-3	086-427-8411
アサヒサンクリーン在宅介護センター倉敷	倉敷市中島467 ランドII西側	086-466-7537

【5】その他

以上のほか、地域生活支援事業には次のようなものがあります。

- ① 相談支援事業
 - ② 日常生活用具の給付(貸与)事業 (58ページをご覧ください。)
 - ③ 意思疎通支援事業 (67ページをご覧ください。)
- など